

## 『台東区バリアフリー基本構想』 パブリックコメント実施結果

|         |   |
|---------|---|
| 意見受付期間  | 令和4年6月23日（木） ～ 令和4年7月13日（水）   |
| 意見受付場所  | 区公式ホームページ上での受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、松が谷福祉会館、台東区社会福祉協議会、日本堤子ども家庭支援センター、都市計画課窓口において中間のまとめを閲覧・意見受付。 |
| 意見受付件数  | 5人、13件  |
| 提出方法の内訳 | 郵送 0人（0件） ファクシミリ 0人（0件）<br>ホームページ 0人（0件） 持参 5人（13件）   |

| 分類           | 項番        | 意見  | 区の考え方<br>(該当する施策)   |
|--------------|-----------|---|---|
| 6<br>特定事業の設定 | 1         | 高齢者や障害者が、施設等でエレベーターを利用したいときに利用できないことがある。優先利用の徹底を図ってほしい。                             | 建築物の共通配慮事項に「高齢者・障害者等が優先的にエレベーターを利用できるように配慮します」と定め、利用者の状況に応じて、各施設において、職員によるお声がけなど、高齢者や障害者の方などが優先的に利用していただけるように取組んでいきます。  |
|              | 7<br>特定事業 | ベビーカーを利用している時、エレベーターが混んでいて利用できないことがある。小さい頃から年齢に合わせた方法や内容で、心のバリアフリーを考えるような取組みをしてほしい。 | 建築物の共通配慮事項に「高齢者・障害者等が優先的にエレベーターを利用できるように配慮します」と定めており、利用者の状況や特性に応じて、エレベーターの利用が必要な方などが優先的に利用していただけるように取組んでいきます。また、区では、教育啓発特定事業として、小中学生向けの高齢者・障害者疑似体験の実施やパンフレットの作成を位置付けています。 |

| 分類                        | 項番 | 意見   | 区の考え方<br>(該当する施策)  |
|---------------------------|----|--|--|
| 6<br>特定事業の設定<br>7<br>特定事業 | 3  | 鉄道駅において、ホームと車両の隙間が広く危険を感じることもあるので、整備を検討してほしい。                  | 公共交通の共通配慮事項に「車両とプラットフォームホームの段差はできる限り平にし、隙間はできる限り小さくします」と定めており、特定事業として、車椅子乗降口隙間対策のゴム設置などを進めていくこととしています。   |
|                           | 4  | 鉄道駅におけるホームドアは人命に関わる重要な設備であるので、整備を進めてほしい。                       | 公共交通の共通配慮事項に「ホームドアまたは可動式ホーム柵の設置」を定めており、各鉄道駅において、特定事業に位置付け、整備を進めていくこととしています。                              |
|                           | 5  | JR鶯谷駅にホームドアを設置してほしい。   | 公共交通の共通配慮事項に「ホームドアまたは可動式ホーム柵の設置」を定めており、鶯谷駅では、ホームドアの設置を特定事業に位置付けており、現在も整備が進められています。                       |
|                           | 6  | 駅や施設において、エレベーターの整備が進んだように感じるが、位置がわかりづらいことがある。案内の充実も進めるべきではないか。 | 案内・情報提供の充実を図るため、公共交通、都市公園、建築物において、「バリアフリー経路やバリアフリー設備等の案内表示の設置」について共通の配慮事項に定めており、各施設において整備を進めていくこととしています。 |
|                           | 7  | 各施設において、多機能トイレが整備されてきたが、大人も利用できる介助ベッドも設置を進めてほしい。               | 公共交通、都市公園、建築物において、「車椅子利用者用トイレへの大型ベッドの設置」について共通の配慮事項に定めており、各施設において利用者の状況や建物の構造を踏まえて、今後、検討を進めていくこととしています。  |

| 分類                        | 項番 | 意見  | 区の方え方<br>(該当する施策)   |
|---------------------------|----|---|---|
| 6<br>特定事業の設定<br>7<br>特定事業 | 8  | 国際通りや昭和通りなどの幹線道路の横断が難しい。視覚障害者の場合、斜めに進んでしまうことがあるため、エスコートゾーンを整備してほしい。 | エスコートゾーンの設置については、交通安全の共通配慮事項に定めており、生活関連経路における整備を必要に応じて進めていくこととしています。  |
|                           | 9  | 幹線道路を横断するための交差点に音響式信号機を設置するなど、整備を進めてほしい。                            | 音響式信号機の設置については、交通安全の共通配慮事項に定めており、生活関連経路における設置を計画的に進めていくこととしています。  |
|                           | 10 | 歩道のない道路におけるカラー舗装の整備は、弱視の方にも有効な安全対策であるので、進めてほしい。                     | 歩道のない道路について、区道における移動等円滑化の今後の方針において、ガードレール設置、カラー舗装などの交通安全対策の検討を位置付けています。さらに、歩道のない道路における安全対策を強化するため、これらの事業を新たに特定事業に位置付け、整備を進めていくこととしています。 |
|                           | 11 | 歩道の断面が斜めになっていて歩きにくい箇所があるので整備してほしい。                                  | 道路の共通配慮事項に「歩道の改良（バリアフリー化）を進め、段差及び勾配の解消」が定められており、道路の改修工事にあわせて整備を進めていくこととしています。   |
|                           | 12 | バス停に屋根やベンチがあると待ち時間に休憩ができるので、設置を進めてほしい。                              | 公共交通（バス）の共通配慮事項にバス停留所における「上屋やベンチの設置」を定めており、都営バスでは、停留所の上屋やベンチの設備の更新が進められるとともに、めぐりんでは、停留所の環境に合わせて上屋やベンチの設置の検討を進めていくこととしています。              |
|                           | 13 | 施設におけるコミュニケーションボードや筆談具の設置を進めてほしい。                                   | 建築物の共通配慮事項に「筆談具の設置及び耳マークの掲示」や「コミュニケーションボードの設置」を定め、各施設において特定事業に位置付け、設置を進めていくこととしています。  |